

大宰府と紫

Dazaifu and "Purple"

井上 理香 Rika Inoue

太宰府市文化ふれあい館

Dazaifu Fureai Museum of History and Culture

キーワード：大宰府 紫草・紫根 古代の紫色
 Keywords : Dazaifu Administrative Office
 Gromwell / Lithopsermi Radix
 "purple" in the color scheme of
 ancient Japan

1. はじめに

古代東アジアにおいて、紫色は長く高貴な色として尊重され、中国の隋唐や朝鮮半島の百濟・新羅の服色制では高位の者が身につけるべき色と位置づけられてきた。しかし儒教的な理念の上では「正色ではない(=間色である)」ことを理由に、むしろ忌むべき色と考えられていた。その紫色が尊ばれるようになったのは道教の影響ともいわれる。陰陽五行説による五正色(黒・赤・青・黄・白)の上位に、道教で神聖化された紫を置く色の序列は、隋代の服制等に見受けられる。

2. 古代日本における紫の位置づけ

わが国最初の冠位制度である推古天皇 11 年(603)の「冠位十二階」は、臣下に徳・仁・礼・信・義・智の6つの徳目の大小の冠位を与え、それぞれの階の色を定めたと記すが、その色について具体的な記録はない。しかし、中国や朝鮮半島の事例から、徳は紫、仁は青、礼は赤、信は黄、義は白、智は黒であった可能性が高いといわれている。そのことを裏付けるように、大化3年(647)の冠位十三階の制では、最高位の織冠の服色を深紫と定めている。その後の天武14年(685)の位階制では、朝服の色の序列が定められ、親王・諸王の朱華(はねず)は別格として、臣下の最上位である正位は深紫とされた。さらに大宝令では、親王および臣下の一位の礼服・朝服は黒紫(養老令では深紫)、臣下の二・三位は赤紫(浅紫)と規定された。つまり、五位以上の者を指す「貴族」の中でも、四・五位の「通貴」を除く、特に「貴」と呼ばれた貴族中の貴族のみが身につけることを許された色が紫色であった。

三位以上の官人をさす「貴」とは、平安時代以降の呼称でいえば「公卿」にあたり、太政大臣・右大臣・左大臣・大納言・中納言・参議など、国政の中枢を担った階層である。特に位階に応じて衣服の色を規定し身分秩序を明示しようとした律令制社会では、紫色は高貴な色として強く意識づけられたと思われる。



浅紫に染めた大宰帥の朝服(復元)

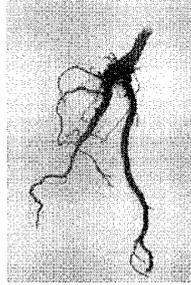
地方官でただ一人紫色の服の着用が認められたのが、従三位相当の官職である大宰府の長官「大宰帥」であった。これは大宰府が、西海道諸国を統括し、対外防衛の拠点および外交の窓口として大きな役割を担ったことに起因する。事実、諸国を支配する国府に比べても桁外れの権能と定員を持ち、その規模と位置づけは中央の八省を凌ぐともいわれた。言い換えれば、紫の服色の着用を許された官人が存在したことは、律令制下における大宰府の、官司としての位置づけの高さを体現している。

平安中期以降になると、最高位の色彩とされた深紫色は、天皇の青色、上皇の赤色、皇太子の黄丹色とともに「禁色」とされ、一般の着用が厳禁された。親王や一位以外の者が深紫色の衣服を着用するには、天皇の特別な許可を必要とした。

紫の高貴なイメージは、当時の文学作品にも影響を与えている。『万葉集』にみえる大海人皇子の相聞歌には、額田王に「紫のにほえる妹」と応じ、彼女的美貌を高貴な紫色に託した秀歌がある。また『源氏物語』において、平安時代の理想像ともいえる女性の名が「紫の上」であることも単なる偶然ではないであろう。

3 古代大宰府と紫草

紫色の染料となったのは、紫草の根であった。紫草は、高さ50センチほどの多年草で夏に白く小さな花を咲かせる。紫草の根は紫の色素を含んでおり、その抽出液に椿などの灰汁で処理した布を浸すと紫色に染



紫根

まる。『延喜式』縫殿寮には、紫の綾や糸等を染める原料として紫草・灰・酢・薪が列記されており、『万葉集』の「紫は灰さすものそ海石榴市の～」の歌が想起される。

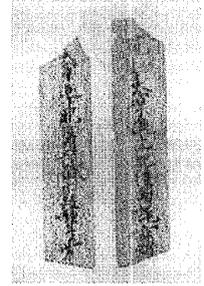
律令制の下、紫草は税物のひとつとして各地から調達された。律令の規定によれば、正丁（成人男子）1人が国家に納めるべき紫草は3両（約110g）であった。深紫の綾一疋を染めるのに必要な紫草は30斤（約18kg）とされ、それは160人分の税負担に相当した。『延喜式』には、その貢進地域として甲斐・相模・武蔵・下総・常陸・信濃・上野・下野・出雲・石見の諸国とともに大宰府の名がみえる。中でも大宰府は、最も多い5600斤もの紫草を京に納めることになっていた。

地方最大の役所であった大宰府は、西海道の総督府として筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・壱岐・対馬の九国二島を統轄し、いわば西海道における中央政府の役割を果たしていた。一般に諸国の税物はすべて直接都に納められたが、西海道だけは大宰府に納められ、その大半は大宰府の運営に充てられた。ただし、真綿や海産物・工芸品など一部の品目は大宰府を経由して京へ納められた。紫草も交易雑物として京へ進上されることになっており、平城京跡からは紫草に付けられていた木簡7点が出土している。そこに書かれた内容は「筑紫大宰進上肥後国託麻郡殖種子紫草～」と復元でき、紫草の根だけでなく種子も都に送られていたことを示している。その産地として筑前・肥後・豊後・薩摩の4ヶ国が確認できる。また、一定量の紫草を毎年京へ納めるための「紫草使」とよばれる使いの存在も知られている。

天平9年（737）の豊後国正税帳（収支決算書）には、紫草園の管理体制を示す記述がみえる。それによれば、国司は各郡にある紫草園を、種蒔き・中間・収穫時の年三回実地検分することになっており、うち一回は大宰府からも使いが派遣されている。国府ばかりか大宰府でも、各郡の紫

ことは、紫草そのものの価値の高さを物語っている。

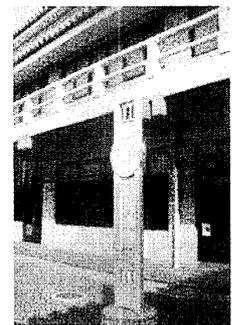
西海道各地から大宰府に納められた紫根は、そのまま京に進上されただけでなく、大宰府の官営工房で染料として用いられた可能性も指摘され



ている。大宰府が税物として京に送ったものの中には、紫や緋の綾・絹・紬・麻布・染革などの織維・革製品があり、これらは大宰府管内から納められた絹や麻などの素材を大宰府工房で染造したものと考えられている。大宰府政庁前面の不丁地区からは、紫草の付札木簡がまとまって出土しており、9世紀の史料にみえる「貢上染物所」に比定されている。大宰府は、紫草の生産・加工・貢進に至るまでを一貫して管理していたことが分かるのである。

4. おわりに

紫は、太宰府にとって最も「ゆかり」の深い色といえる。太宰府市では上述の歴史的な背景を踏まえ、自然の中に多くの史跡を擁する豊かな景観との調和を考慮し、平成5年に薄い紫色である「藤色」を市のイメージカラーに定めた。現在、市のコミュニティバス関連のデザインや史跡解説板等に広く活用されている。



薄紫色がほどこされたバス停
（太宰府市文化ふれあい館前）

※ 太宰府市などの現在の地名は「太宰府」、古代の役所や都市空間など歴史的名称は「大宰府」と表記し区別する。

参考文献

- [1] 平野邦雄「大宰府の徴税機構」『律令国家と貴族社会』吉川弘文館 昭和44年
- [2] 武田佐知子「中国の衣服制と冠位十二階—五行思想と服色—」『古代国家の形成と衣服制—袴と貫頭衣—』吉川弘文館 昭和59年
- [3] 赤司善彦「古代の紫」『都府楼』11 平成3年
- [4] 岡藤良敬「大宰府財政と管内諸国」『新版古代の日本』3 角川書店 平成3年
- [5] 増尾伸一郎「〈紫の匂へる妹〉考」『万葉歌人と中国思想』吉川弘文館 平成9年
- [6] 酒井芳司「大宰府史跡出土木簡」『木簡研究』29 平成19年